

農業施策及び地域経済の振興について

(新潟県市長会)

大都市圏と地方の均衡ある発展を図り、地域経済の振興と活性化を図るため、国においては、次の事項について積極的かつ迅速な措置を講じられるよう強く要望する。

1 農業・林業振興施策の充実について

- (1) 農業生産基盤等の整備を計画的に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 農地中間管理機構事業に伴う機構集積協力金交付事業及び農地耕作条件改善事業の安定化を図るとともに、必要な関係予算を確保すること。
- (3) 平成 29 年 5 月の土地改良法改正による、ほ場整備事業の制度化に当たっては、農地中間管理機構に農地を預けやすい仕組みづくり等に配慮し、早期の制度化を図ること。
- (4) 日本型直接支払制度について、農業・農村の多面的機能発揮に向けた農家等の取組意欲が衰退しないよう更なる充実を図るとともに、十分な財源を確保すること。
- (5) 中山間地域等直接支払制度について、豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯に対し、追加加算措置を講じるよう制度の充実を図ること。
- (6) 水田活用の直接支払交付金について、必要な予算を確保するとともに、地域の裁量を広げ、より産地の地域特性に応じた戦略が反映できるよう、産地交付金を拡充すること。
- (7) 環境保全や防災対応など、多面的機能を発揮できるよう、国営造成施設管理体制整備促進事業の実施期間を延長するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (8) やむを得ず農用地区域内において開発を行う場合の運用等について、農業振興地域制度に関するガイドラインを見直すなど、地域の実情に応じた弾力的な対応を図るとともに、農業振興地域の指定・変更権限を市町村に移譲すること。
- (9) 平成 30 年 4 月 1 日の主要種子法廃止後も、優良種子の保存や普及等にこれまでと同様に取り組むことができるよう、万全の支援策等を継続すること。
- (10) 害虫の増殖を防止して高品質で安全・安心な米づくりに向け、水田に隣接する国道・河川等の草刈り回数を増やすなど、カメムシ類による斑点米の防止対策を強化すること。
- (11) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策について、畜産農家から高く評価されていることから平成 31 年度以降も継続して実施すること。
- (12) 森林・林業対策の抜本的な強化等を図るため、森林環境税（仮称）を早期に創設し、林業版「経営所得安定化対策」・「日本型直接支払制度」を創設すること。

- (13) 新たな木材需要の創出のため、C L T（直交集成板）の普及対策を強化すること。
- (14) 地域資源を活用した持続可能な循環型社会の構築に向け、新たな木材需要の創出に対する支援等を拡充するとともに、粃殻などの地域農業資源を活用した取組に対する財政支援等を創設すること。
- (15) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金について、今年度から地方公共団体の財政負担する活動を優先的に採択することとしたが、従前どおり国が 100%負担する制度として当該事業を推進すること。

2 エネルギー政策の推進について

- (1) 公共性の高い鉄道事業等の自営電力発電施設について、電源立地地域対策交付金の対象施設となるよう制度の見直しを行うこと。
- (2) 洋上風力発電施設の設置を実現するため、関係法令の整備、技術開発や研究・養成機関の設立など総合的な支援措置を講じること。
- (3) 再生可能エネルギーの更なる導入拡大に向け、電力系統を強化し、送電設備の充実が図られるよう事業者に対し必要な措置を講じること。
また、既存電力系統の接続可能量の拡大を図るため、系統の運用方法の改善を行い、出力変動の制御技術の高度化など、研究開発への取組を加速化すること。

3 地域経済の活性化について

- (1) 新たな地域経済の担い手を創出するため、創業・事業継承補助金について、十分な財政措置を講じるとともに、創業支援事業計画に係る登録免許税の軽減措置を更に拡充するなど、創業促進に資する支援施策を拡充すること。
- (2) 商店街のアーケードや防犯カメラ等の共同施設を今後も適切な形で管理することができるよう、平成 26 年度まで実施した「商店街まちづくり事業」などの支援施策を創設するとともに、既存支援制度の拡充を図ること。
- (3) 原子力発電所周辺地域の産業振興と雇用促進を図るため、UPZ 区域自治体においても、原子力発電所所在地域と同等の企業立地支援を講じること。

4 ジオパーク活動の推進について

誘客活動等の取り組みを各地にあるジオパークが連携して広域的に展開できるよう、広域ジオパーク活動に対する支援制度を創設すること。

5 消費者行政の推進について

消費者を取り巻くトラブルが年々複雑かつ悪質化しており、今後も引き続き、相談員による活動等の強化を必要とすることから、消費者相談体制の整備等に係る地方消費者行政推進交付金等の財政措置を平成 30 年度以降も継続すること。